

■給付金・支援金に関すること■

(5月29日時点での情報です。最新の情報は
持続化給付金ホームページをご確認ください。)

～持続化給付金～

感染症の影響を受けた中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者などで事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者は、申請により事業全般に広く使える持続化給付金が給付されます。なお、この給付金は事業などの総収入金額に含まれます。

◇給付額

個人事業者は、上限100万円の範囲で次の算式で計算した金額が給付されます。

$$\text{給付額} = \text{前年の総売上(事業収入)} - (\text{前年同月比}\Delta 50\% \text{以上減少した月の売上げ} \times 12 \text{ヶ月})$$

※2020年5月1日より10万円未満の金額は切り捨てる算定方法で給付してきましたが、5月8日に給付額の算定方法を変更しました。迅速に給付を進めるため、これまでどおり電子申請画面では10万円未満の金額を切り捨てて給付額が算定され、10万円未満を切り捨てた金額を口座に振り込みます。後日10万円未満の切り捨てられた金額は、追加で給付を行います。なお、追加の給付を受けるための申請は不要です。(持続化給付金専用ホームページより抜粋)

◇申請方法

持続化給付金ホームページから電子申請をおこないます(マイナンバーカードを使った電子署名は不要)。なお、電子申請に不慣れな方や困難な方に対しては、必要情報の入力などの支援をおこなう**申請サポート会場**(事前予約制)が全国に設置されます。

申請サポート会場 ※完全事前予約制※

熊本会場(会場コード4301)

熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所6F大会議室

【電話予約】0120-835-130(自動音声予約システム)⇒24時間

0570-077-866(オペレーター)⇒平日、土日祝日ともに9時～18時

※熊本県内は、熊本会場(4301)・人吉会場(4302)・荒尾会場(4303)・水俣会場(4304)・玉名会場(4305)・本渡会場(4306)・八代会場(4307)・山鹿会場(4308)が開設されています。

◇必要書類(個人事業者・青色申告者の場合)

- ①2019年分の確定申告書第一表および所得税青色申告決算書(1・2ページ)の控え、
- ②前年から50%以上減少した対象月の月間事業収入がわかるもの、
- ③申請者名義の振込先口座の通帳の写し、
- ④運転免許証・マイナンバーカードなど写真付きの証明書の写し などを用意します。

※詳しくは、「持続化給付金ホームページ」(<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>)をご確認ください。

持続化給付金事業コールセンター <受付時間> 5月・6月は全日8:30～19:00

フリーダイヤル 0120-115-570

IP電話からは 03-6831-0613

LINE 公式アカウント「持続化給付金 LINE 相談窓口」ID: @kyufukin_line

※「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください。

- ・上記のほかにも、熊本県や熊本市など各自治体のホームページに新型コロナウイルス感染症に関わる支援内容等が随時更新されており、相談窓口が設置されているようです。詳しくは、各ホームページ等でご確認ください。